

反障害通信

25. 10. 3

181 号

反差別論からレーニン主義との対話(=止揚試論)

前々回の巻頭言で、レーニンとローザの対話をとりあげたのですが、ここで、いくらか重複しつつ、レーニン自体のとらえ返しを試論的にとりあげます。

レーニンは最初に「社会主義」を定立したとされる「ロシア革命」の指導者とされています。ですが、レーニン自身が新経済政策を採用するとき、「これは国家資本主義だ」と規定しています。そして、わたしは反差別という地平から、運動論・「組織」論をとらえ返すのですが、レーニンの党組織論は、反差別という地平からはあり得ないのです。

レーニンの時代の時代規定性とレーニン運動論・組織論の現在的とらえ返し

レーニンは、アメリカの「社会主義」志向のジャーナリスト・ジョン・リードのインタビューに答えて、「民主主義的方法で革命をしようとする」と百年かかる」という話をしています。それはジョン・リード『世界をゆるがした十日間〈上〉〈下〉(岩波文庫)』1957に出ているのですが、そのインタビューのことは、トロツキーの『ロシア革命』にも出てきます。「百年かかる」と言ったことが百年を過ぎてどうなったのでしょうか？

そもそも、ロシア革命は「社会主義」的定立に失敗し、結局国家資本主義の防衛ということにしかならなかったのに、それを「社会主義国家」の防衛と言い募り、核戦争での人類の破滅の危険性をはらみつつ、帝国主義間の冷戦構造にとらわれていったのです。

レーニンの時代の時代制約性ということもありました。当時の帝政ロシアの支配の暴力性はヨーロッパの中での群を抜いていました。また、そのことに規定されて、マルクスが『ドイツ・イデオロギー』の中で展開した国家=幻想共同体という規定を、『ドイツ・イデオロギー』が「鼠にかじらせるに任」せられ、出版が二人の手でなされなかったおかげで、レーニンはその存在を知らず、それでも、マルクスが書簡の中でその規定を展開しているのを、レーニンは書き記しつつも、暴力性の大きさという中で軽視・脱け落としてしまったようなのです。また、民主主義そのものが、繰り返し利益誘導とイデオロギー・情報操作によって歪められ、機能してこなかった歴史もあるのです。資本主義的グローバリゼーションは行きつくところまでいって、資本主義の終わりの始まりになっているのですが、戦争とファシズムによるリセット的繰り返しが成されていくのです。そのことに対峙する鍵は、反国家主義と反差別ということなのですが、そのことがきちんと理論化されてこなかったのです。

レーニンの「差別=階級支配の手段(道具)」論批判

もう一つの問題があります。資本主義の止揚の鍵となる差別のとらえ方で、レーニンはそもそも間違っていたのです。そして、「マルクス主義者」総体が差別の問題を対象化できてこなかったという歴史もあるのです。レーニンの時代で差別としてとえられていたのは、貧富の問題と民族・人種問題と性差別位でした。しかも、当時のマルクス主義者は階級の

問題を軸に据え、実は、二重に物象化された労働力の価値付けというヒエラルヒー的な差別の問題、生産手段の所有からの排除という資本—労働関係ということを差別の問題として押さえていず、差別とは階級支配の手段であると、差別を階級問題の外部化したのです。そもそも差別の問題が差別を物象化した「人権」という概念で、しかも「天賦人権論」というキリスト教的概念でとらえられることで、問題の所在が曖昧化されていったのです。で、時には「野蛮の文明化」という名で帝国主義支配の手段的に使われ、またマイノリティという数の問題に矮小化され、とらえにくくされていたのです。労働—階級問題で差別の問題をとらえ返すと、むしろマジョリティの問題になるし、男女間の差別ということではほぼ同数です。それを「数」を「力」の問題への擦り換えることがおこなわれてもいます。労働—階級問題で差別をとらえ返すと、差別は差別の手段であるという同義反復になります。

今日、「マルチチュード」とか「サヴァルタン」概念から差別の問題をとらえ返す作業も出てきています。労働問題も含んだ被差別者の反差別運動の意義が浮上してきているのです。

レーニンの民族自決権の虚構

前々回の巻頭言で、ローザとレーニンの対話をとりあげました。で、民族問題に関しては、「マルクス主義」の主流派では、レーニンが正しくローザは間違っていたとする主張で、わたしもその主張の囚われから抜け出せていなかったのですが、「そもそもレーニンの「民族自決権」は虚構だった」という意見に収斂しそうです。もっと言えば、民族概念自体も共同幻想的なことで、「虚構」という論理さえ出てきます。しかも、「国民国家」という概念に囚われているのです。マルクスの国家＝幻想共同体規定からのとらえ返しも必要になってきます。その延長線上に、民族問題を措定することも必要になってきます。そもそも、むしろ民族自決権など「社会主義国家」という国家資本主義においては、定立したことなどなかったのではないのでしょうか？ レーニンの中央集権制や革命の防衛の第一義性において、民族自決権は「できるときは、尊重する」程度の事でしか無かったのです。レーニンが死を間近にして、スターリン批判でスターリンが自分の出自のグルジア(ジョージア)の民族自決権を踏みにじったとレーニンが批判していたのですが、むしろ、スターリンには、レーニンの民族自決権より「革命」中央政府の防衛を優先させる路線で事を進め、レーニン自身が自己矛盾に陥っているという反批判があったのではないかと、類推しえるのです。

マルクスまで溯る理論の差別的限界と後期・晩期止揚問題

そもそも、マルクスは 50 年代以前は、インドの植民地支配を「野蛮の文明化」というヨーロッパの「オリエンタリズム」的とらえ方をしていたのです。アイルランド問題(大英帝国のアイルランドの植民地支配的とらえ返し)や「古代社会ノート」そして、ロシアのミール共同体のとらえ返しなどを経て、後期マルクスの転換のようなことが起きて行きました。その中に、マルクスの反差別的転換のきざしのようなことが見て取れるのですが、エンゲルスは自分の連れ合いがアイルランド人だったのに、アイルランド問題についてきちんと語っていません。レーニンは、マルクス主義の解説者たるエンゲルスの展開の枠内にあり、マルクスのそのような転換のきざしを押さえていないのです。今日、「マルクス・エンゲル

ス全集」(今、多くの人が『全集』としてとらえているのは、実は「著作集」にすぎないとして)の編集作業が世界的共同作業としてなされてきて、そのあたりが少しずつ明らかになってきているのですが、その作業を反差別という観点からとらえ返していく作業が今必要になっています。

新たな運動(「組織」)論の構築へ向けて—レーニン主義の止揚のために

そもそも、マルクスの「労働者解放の主体は労働者階級自体である」という規定があり、またマルクスらの「新しい社会の機構は古い機構をそのまま使えない」というような規定を押さえた、(労農)ソヴィエトとしてせつかく新しい機構を生み出していたのに、レーニンの現実主義は、それをお題目にして内実的にはかなぐり捨て、党の独裁にすり換えて行ったのです。また、プロレタリア革命を「外部注入論」と批判される、革命的インテリゲンチヤによる党の独裁に踏み込んで行ったのです。そして、党の独裁ということを、秘密警察という帝政ロシアの機構をスライドさせて、反対派の抑圧・弾圧に用いました。中央集権制や分派の禁止なども反差別論的にはあり得ないことなのです。

反差別の運動の中で、いろいろ反差別の概念で出てきていることがあります。たとえば、フェミニズムの「誰も代表しない、代表させない」という提起や、反差別という内容をもった市民運動の中で、代表制など措かないで、事務局体制で運営していくという態勢などがあり、しかも事務局会議に出席するものが事務局員だというような運動・グループ展開など起きています。まあ、行政・官僚的機構との交渉過程でそのまま維持できないこともあるのですが、反差別の運動の原理・原則ということでの、現実的には臨機応変的な必要性があるにせよ、その原理・原則を貫いて行けばどのような新しい反差別ということに合った運動・グループつくれるのか、という可能性も考えられます。

反差別の運動における当事者主体という概念は、マルクスが喝破した「労働者解放の事業は労働者自身の事業である」ということに起源を求めることができるのです。そこから、レーニンの革命的インテリゲンチヤによる党独裁ではなく、反差別的被差別者当事者主体の運動概念が出てきます。代表制自体の止揚も必要ですが、もし過渡的に代表制を措くならば、代表しうるのは当事者として、被選抜者は被差別者当事者、その課題で反差別運動を担っている当事者に限定し、インテリゲンチヤはサポートに廻ることです。勿論、被差別当事者といっても被差別と課題毎当事者は違ってくるわけで、そのことを総体的にとらえることが、個別課題でどこまででるのかの課題も出て来ます。反差別の概念の「総体的・相対的」ということが必要になってくるのです。自らの個別被差別の課題から運動的に担いつつ、総体的・相対的にとらえたインテリゲンチヤということも可能性として起きてきます。ローザが自らの被差別課題に具体的に取り組まなかった意味も、個別被差別中心主義に陥らないためにということがあるのではと考えたりしています。そういうところで、現在の党とか党派とか言われていることが、「前衛」という概念ではなくて、むしろ「後衛」ということで必要になるのかもしれない。

パリ・コミューンや全共闘運動や運動のネットワーク的展開など、むしろ民衆的運動の中で示されてきた運動—組織論もあります。それらのことの総体的・相対的とらえ返しが必要になってきています。特に、戦争とファシズムの隆起の中で、反差別ということに根差した運動形態ということが問われています。

とりあえずの試論的な提起として文を起しました。

(み)

(「反差別原論」への断章) (109) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 181 号」アップ(25/10/3)

◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年4月初めに1年ぶりにリアップしました。

◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV．F[廣松ノート]
<http://www.taica.info/hiromatunote.html>に『存在と意味 第一巻』をアップしています。
<http://www.taica.info/hironosoni.pdf>

読書メモ

連載中の[廣松ノート(8)]の『存在と意味2』の7回目。『情況』のポピュリズムをとりあげた特集二号分。

たわしの読書メモ・・ブログ 712 [廣松ノート(8)]

・廣松渉『存在と意味2—事的世界観の定礎』岩波書店 1993 (7)

第一篇 用在的世界の四肢構造

第二章 人称的分極性の現相と能知の二重性

第三節 人格的主体の二相性

(この節の問題設定—長い標題)「対他対自的關係性の場において現認される主体、すなわち、人格的存在者は、役柄存在者の相に既成化されつつも各々個性的特質を“内自的に”有つ能為者として了解され、一種独特の二肢的二重性を呈する。——人格的主体は「能為者誰某以上の役柄的或者」として「レアル・イデアール」な二肢的二重態、しかも、多重的な「実在—価値」成態の相で現存在する。」123P

第一段落——用在的世界という“人生劇場”における登場者達の人格的規定の構造的一瞥
123-4P

(対話①)「人は日常生活の場において、他人を個体的人物として認知はしてもそのこと以上に一定の役割行動を期待したり、役柄存在基底で認識したりはしない(しえない)場合もある。われわれは「他者認知というものは恒に必ず役割(役柄)存在基底を伴っておこなわれる」と強弁するつもりはない。がしかし、役割(役柄)的存在規定相で現認しない場合ですら、当の人物が、男性であるか女性であるか、大人であるか子供であるか、老人であるか青年であるか、といったことを弁別的に認知しており、また、安全そうか警戒すべきか、一定のコミットメントを要するか無関与的に遣り過して差支えないか、といったことを

弁別的に覚知している。このさい、男性か女性か、大人か子供かといった弁別的認知でさえ、単なる種別的認知なのではなく、応対的実践的な関心性が一般には籠っている。溯つては、そもそも、当の与件が、犬・猫……樹・岩……等々との示差的区別性において、ヒト個体(人物)として覚知される場面で既に実践的対処の態度・関心の構えが見られる。強そうか弱そうか、危険そうか安全そうか……といった判別的覚知に至っては愈々(いよいよ)そうであろう。これらの弁別的な規定性は、それ自身ではなるほどまだ役割存在規定性ではないが、実践的自他関係の具体的な在り方に関わる関心的規定性であることは見易い。——現実問題としては、初めて出会う人物といっても、帽子・髪型・服装・持物・風采・態度・面貌・動静……など、地位・役柄・職業といった、社会的規定性の判別徴標を即自的に色々と具えており、装束・制服・徽章など制度化されたシンボルを身に帯びている場合さえもある。——日常生活の場という“舞台”に登場する人物は、その役柄存在規定がよしんばまだ不明・未知であっても、即自的には既に“協演”者として了解され、その心算で対処される。」123-4P

(対話②)「日常生活実践の既成的場面においては、剩(「あまつさ」のルビ)え概しては、既知の人物は既に一定の役柄的存在規定相で、しかも一般には然々の人格的特性を具えた個性的人物として現認されるのが常態になっている。」124P

(対話③)「爰では、行論を簡略化する便宜上、人格形成の発生論的機序の分析(これには[次章第二節]を当てる)を跳び越し、また、共互的役割行動そのことの内部的構制や編制の分析([次篇])に先廻りすることも辞さず、用在的世界という“人生劇場”における登場者達の人格的規定を構造的に一瞥しておくことが課題である。」124P

第二段落——役割(役柄)存在認知の発生論的経緯の最小限度配視 124-32P

(対話①)「偕、役割(役柄)存在認知の発生論的経緯を最小限度配視するところから始めよう。嬰兒は、泣けばあの顔(母親)が現われるとか、ダッコーと言えぱ抱き上げられるとか、他人の行動を期待・予科するようになる。それだけでなく、早期から、他人の行動相(自分に向けられるもの以外をも含む)に関してディスポジショナルに覚知するようになる。すなわち、他人が一定の舞台的情况で一定の用在的道具を携えて動作を開始するや、彼はああやってああやるであろうという予科的予期(所作態と終局的状景の即自的な予期的予科)を泛かべるようになる。この局面ではまだ、予想とはいっても記憶的再生に類し、経過的予期なるものが既往における同一的過程の再生記憶と相即するものである限り、そして当の記憶的記銘が当該行動様態の恒同的反復の目撃に因るものである限り、この成立条件からして、予期的な予科はおおむね違(「たが」のルビ)わずに実現する。こうして、他人たちが一定の舞台的情况で一定の道具的用在を使用しつつ恒同的に反復する行動様態が分化・記銘され、当該諸行動の予兆や端初を視認したとたんに、現出するであろう所作相から終局相までの予期的な予科が生ずる次第となる。このさい、ディスポジショナルな予期的予科というのは、それが外(「はず」のルビ)れると失望感や不快感が生ずることに鑑みても、単なる予想ではなくして一種の期待としての性格を帯びているのが普通である。という次第で、自分に対して直接向けられたものではない他人たちの各種行動に関しても、舞台的・用具的布置に即応しつつ恒同的に反復するたぐいの行動様態について、所与の場面的情況に応じた一定の所作態と結末相を予期的に期待する心態が極めて早期から形成される。」124-5P

(対話②)「右に謂う予期的な予科は、成立の機序からして、当事者嬰兒の意識(für es)にも、種別的に分化している。それはゲシュタルト的同一態(メロディなどもそうであるとき継起性の所謂「時間的ゲシュタルト」)の相で覚知される。従って、それは、同一人物の行動において反復的に現認されるだけでなく、別の人物の行動に関しても同一のゲシュタルト的認知を生じうる。卑俗に言えば、同じパターンの行動様態が、特定の一人物に必ずしも固有というわけではなく、いろいろな人物たちにおいて認められる場合があるわけである。こうして、同じ行動様態(すなわち、「ゲシュタルト的に同一」な行動様態、この意味で同型的・同種的な「所作—結末」経過相)が、いろいろな人物の行動場において、若干の個性的な差異こそ伴いつつも、斉しく生起することが体験される。例えば食事とか入浴とか、身辺の人物たちが皆、ほぼ同じように現出する行動が現に多数ある。」 125-6P

(対話③)「幼児の眼にとって、身辺の人物たちの誰もが時によって体现する行動様態でありながら、特定の人物においてはそれが日常茶飯に見られるのに、別の人物においては滅多に見られないたぐいのものもある。(例えば、ブザーが鳴ると母親は飛んで行くのに、父親は滅多に動こうとしない。母親が家に居る限り父親はまず自分で出ることはない。母親が留守の時だけしぶしぶと出て行く。)中には、特定の人物たちにしか現出しない行動の様態、裏返して言えば、或る人物たちには一度も現出しない行動の様態、裏返して言えば、或る人物たちには一度も現出したことのない行動の種類もある。——観察的認知から反(「ひるが」のルビ)えって自分に対する行動を期待する場合、所求の様態的行動の遂行を期待できる相手と仮令(「たとい」のルビ)期待しても叶わない相手とのあることに、幼児は気がつく。(例えば、ハイシ・ドードーを期待してオウマーと言うと、相手が父親であれば四匍いになって背に乗せてくれるが、母親は決して馬になってくれない。)同じ相手でも状況次第で期待が叶う場合と叶わない場合があること、つまり、舞台的情况や自他の条件次第によって、同じ相手でも期待通りに動いてくれる時と拒絶される時とがあること、このことをも幼児は体験する。(例えば、オンモーと言うと、祖母は大抵の場合戸外へ連れ出してくれるのだが、雨が降っているとといくら駄々をこねても相手にされないし、お客さんが来ている時や忙しい時には構(「かま」のルビ)って貰えない。また、自分が風邪で咳をしているような時にもオンもには連れ出して貰えない。等々。)——再び観察の目に映ずるところでは、ゴハンの仕度はママ、オニワの手入れはパパ、オ仏壇の世話はオーバーちゃんというように、特定の種類のオ仕事は、誰か定(「さだ」のルビ)まった人物が専(「もっぱ」のルビ)らしていることが目につく。一括してゴハンの仕度といっても、それは(オ米を磨ぐ、オ釜で炊く、オミオツケを作る、オコウコウを刻む、……オ茶碗やオ皿を洗う……といった台所の仕事だけでなく、八百屋サンや魚屋サンや肉屋サンに買物に行く……といった)多種多様な行為から成っている。そういう多種多様な諸行為から成る(例えばゴハンの仕度という)オ仕事を(例えばママという)特定の人物が遂行していることが幼児にも理解される。」 126-7P . . . この件は、まさにジェンダー的(性別役割分業的)観点で書かれていて、廣松さんは特に性差別に関しては対象化できていなかったということが如実に表れているところです。マルクスの流れの中に、反差別ということを基底に据える作業をしようとしている、しているわたしにとっては、苦々しい件です。以下、同じ指摘ができる文が続きます。但し、これはあくまで差別的関係において起きている役割行動で、これを固定化することではないので

す。後で、弁証法的に「錯認」の指摘が出て来ますが、それでも、ちゃんと、差別ということの指摘がなされていないことの不備は指摘せざるを得ないのです。

(対話④)「こうして、学知的見地から(für uns)規定して言えば、幼児はかなり早い時期から、大人たちが各種の役割(役柄)行為を分掌していることを認識する。」 127P

(対話⑤)「人物に即して把え返せば、例えばママは、ゴハンの仕度のほか、お洗濯やお掃除、子供の世話といった一群の仕事を一身でおこなっており、パパは会社に行き、自動車の運転をし、庭の手入れをし、犬を散歩に連れて行き、……というように定った“仕事”をしている。新聞屋さんは新聞を配って来る人であり、郵便屋さんは郵便を持って来る人であり、八百屋さんは野菜を売る人、魚屋さんは魚を売る人である。翻って、ママとはゴハンの仕度、洗濯、掃除、子供の世話……という仕事をする人であり、パパとは朝早く会社に出かけ、夕方に帰って来、お休みの日に庭の手入れをし、犬を散歩に連れて行き……という仕事をする人である。パパ、ママ、郵便屋さん、八百屋さんといった人物は、それぞれ一定の仕事(役柄行動)として一括される諸々の行動の一総体)を担掌する個体として認知される。」 127P

(対話⑥)「以上で一端を指摘してきたとき体験・観察を通じて、幼児は人々の役柄行動相での在り方を覚識する。——或る舞台的情况で或る用在的配備においておこなわれる各種行為(一定の様式で一定の結末へと至る各種行為)が、単なる個別的・並存的な諸行為として分類的に認知されるのではなく、あれこれの人物に対してのみ期待的に予期されうる行為種の一総体に錯分節化して覚識される。個体的人物甲は、斯々の際にしかじかの所作態でしかじかの結末相へと到るAという種類の行為をおこない、亦、然々の際にはかくかの所作態でかくかくの結末相へと到るBという種類の行為をもおこない、亦C・Dという種類の行為をもおこなうことをも期待できる(sich erwarten lassen)能作的人物として、個体的人物乙はK・L・Mという行為をおこなう人物として、丙はL・M・S・Tという行為を期待できる人物として……というように、ひとまずそれら諸行為の能作体の人物の一箇同一性を統合軸にして(謂うなれば同一個体の“諸性状”の如き相で)、A・B・C・D、K・L・M、L・M・S・T……が錯分節的に統轄される。この統轄された諸行為の一総体が、われわれの謂う「役柄」にほかならない。——こうして、ひとまずは、あれこれの、個体的人物への属人相において、一定の舞台的情况・用在的配備の場で特定の人物に期待できる「所作態—結末相」の錯分子的統轄態としての「役柄」行為なるものが幼児に現識される所以となる。」 127-8P

(対話⑦)「「役柄」なるものがこうして一旦は属人相で成立したところで、今度は役柄の“脱人化”が生じうる。例えば、郵便屋さんは人物が代ってもやはり郵便屋さんであり、大工さんは別人でもやはり大工さんである。(このさい、同じ「郵便屋」さん、「大工」さんという詞で呼ばれるという言語使用上の事実も反照的に絡むことであろう。が、仕事の類同性の直接的な現認がさしあたっては要件をなす。)ママは、ウチのママも〇〇ちゃんのママも同様な役柄行動を演じていることが子供にも判るようになる。こうして、同じ役柄がいろいろな人物(といっても、そこには非常な限定があり、誰でもよいというわけではないのだが、ともあれ特定個体への属人性を離脱して、別の人物)によって演ぜられうることの現識が生じ、「役柄」なるものが謂うなればあれこれの人物の纏(「まと」のルビ)うことのでき

る装束にも譬えうべき相に脱肉化される。——なるほど、幼児の眼には、ママはいつもママであり、仮令風呂の中でもママ装束のままである。ウチのママと誰チャンのママとが同じママの装束を着(「つ」のルビ)けるといっても、それは謂うなれば、お揃いの服を着(「き」のルビ)ているようなので、一枚の上衣を貸借して着るような具合ではない。観察的認知の準位では、ママがママの装束を脱ぐこと、一般に個体的人物が役柄を脱いだ相で現認されることはありえないのであって、たかだか同じ役割(役柄)存在者が複数存在することに気づくという域を出ない。ところが、しかし、実践的関心の場においては、自分に対向しておこなわれる相手の行動の場合は特にそうであるが、幼児といえども屢々、眼前の行動当事者たるあの身の視座からの動態を覚識する。自分に対向しておこなわれる行動でなくても、或る種の場合、上述の「一体化的同一視」の機制で他人の身と“合体”した地歩での体験も生じうる。これらの場合、謂うなれば、あの身と“合一”した相と、この身の視座から観察する相との、複眼的相で「所作態—結末状景」を予期的展相で意識するのであって、それは後述の「観念的扮技」の構制になっている。この扮技にあっては「役柄」という統轄的“装束”を纏ったあの身と“合体”する限りにおいて、謂うなればあの“装束”へとこの身を置き入れ、そして扮技の終了後に、あの“装束”から身を脱ぎ離す。茲では、そこへと身を置き入れ、そこから身を脱け出させる“装束”的な役柄が既成的＝自存的な相で覚識される。(人格的実体なるものと役柄なるものとが存在的(「オンティッシュ」のルビ)に截断して意識されるようになるのは後段においてのことであり、今の段階ではまだ“装束”的な役柄が“脱殻(「ぬけがら」のルビ)の相で脱肉化されることはないが、しかし、現にあの身で充実されている相での時によってはこの身がそれと“合一”しているあの身によって充実されている相での“装束”が、あの身自体とは別の、既成相でひとまず意識されうる。)別の比喻で言えば、既成的な「役柄」なるものが、そこへと入り込んだり、そこから脱け出たりすることのできる“位置的場所”(position)、“場所的位置”(status)の相で覚識される態勢が爰に現成する。」128-9P

(対話⑧)「惟うに、幼児のいわゆるゴッソ遊びが成立しうるのも斯かる態勢を前梯にしていることであろう。——既成的「役柄」「装束」の現認というとき、パパ、ママ、郵便屋さん、八百屋さん、——といった役柄存在とならんで、学理的第三者の見地からすれば、パパ、ママにとってのコドモという役柄も慥かに存立しはする。がしかし、幼児本人がコドモという自分の役柄存在を自覚するようになるのは、他人の役柄存在の認知よりもかなり遅れてのことであろうかと思われる。成人においてすら、外部(「はた」のルビ)から見れば実に立派に役をこなしている場合でも、自己の“着装”している「役柄」を十全な相では現識していないのが普通であり、彼はその都度の対向的な他者の期待に応えてその都度の役割行動を円滑に遂行しているという域(しかも、その都度の役割行動さえ、役割行動としての十全な自意識なしにルーティーンにおこなっているという域)をなかなか出ない。況(「ま」のルビ)してや幼児においてをやであろう。幼児がコドモという役柄を自覚するのは、却ってママゴトという劇においてのことかもしれない。(ママゴトにおいて、コドモ役を担掌することにおいてというよりも、ママ役やパパ役を演ずることにおいて共軌的なコドモの役柄を対象化して認知するようになり、その役柄を実生活においても対自化するという過程が先行するであろう。コドモ役も一定の発達準位以降は自覚的にコドモとしての役柄を取

得するようになりうるが、コドモ役として辛うじて遊びに加えてもらえるようになる原初期の年少者は、相手役によるその都度の期待・督促に応じて何とか役割行動を遂行していても、そしてそのさい相手の「役柄」については了解していても、コドモ役という役柄相はまだ把えきれないように見受けられる。)——ゴッコ遊びが成立しうるためには、相応の「役柄」が既成相で分節的に現識されていることを前梯的要件とする。ゴッコ劇は日常生活の直接的な模造的再現というより、子供の世界内での伝承劇という趣きが強いにせよ、ゴッコ劇の役柄行動が理解され上演されるにあたり、実生活における役柄行動体験が前梯的な成立条件として大いに関与していることまでは否むべくもあるまい。役柄的行動のノウ・ハウが、全面的でこそなければ、或る範囲と程度においては現識されていること、ゴッコ遊びの成立は是を前梯的要件としている。」 129-30P

(対話⑨)「ところで、「役柄」を現識しているとは、分析的に規定するとき、如何なる覚識が成立していることの謂いであるか？ 役柄の現識とは、役柄なるものを明晰判明な対象知の相で、知識化していることを必ずしも必要としない。とはいえ、その都度その都度に現に期待されている行動を察知して即応するという域を超え出て、何々役とは斯々然々の行為をする役廻りであること、そのことのおおよそがあの“装束”にも譬えうる既成相で覚識されていることを含蓄する。尤も、自分の役柄をまだ役柄として十全に意識するに至らず、他人の演ずる役柄に関してのみ辛うじて“装束”的既成相で覚識している段階もありうる。が、その場合でも、他者たちの役柄に関しては、役柄の共軌的相関性に即自的には気づいているであろう。役柄の現識という態勢は役割行為の相関的共軌性の覚識を含意しているのである。」 130P

(対話⑩)「「役柄」は、単に示差的な区別相で並存しているのではなく、ネットワークを形成している。——このネットワークが地位体系の相で現認されるのは反省的・学知的な見地においてのことであり、当事者の日常的意識においては必ずしもネットワークが十分に現識されているわけではない。とはいえ、役割的行為の共軌的相関性の構制は日常的意識においても逸せらるべくもない。なるほど、日常的に現識される役割相関性は、反省的・分析的な見地から見れば、極めて限局されており、視野狭窄(ママ)的ではあろう。しかし、その埒内で、「役柄」はかにかくにも對他相関性において分節化されている。錯分子的に統轄される分子的種別相での「役割」行為は、余程(「よほど」のルビ)高級な行為か余程低級な一人遊びの如きででもなければ、一定の舞台的情况で一定の用在的配備において対向的当事他者との共軌的行動として遂行される。そして、単独者の行為の場合でも、それが苟くも役柄的行為に算入されるほどのものであるかぎり、(インプリシットな對他者性は今措くべきだとしても)少なくとも爾他の役柄との反照規定性において分節化して意識されるのが普通である。——従って、役柄は他の役柄と相関的・反照的に措定されている“装束”、そこへと諸々の人物が現に入り込んでいる(乃至は、そこへと入り込んだり、そこから脱け出したりすることが“可能”な)あのポジション(部署)の相で配位的に現認される所以となる。」 130-1P

(小さなポイントの但し書き)「——斯くの如く、相関的配位相で既成態として覚識される「役柄」、それが「部署」であり、亦、いわゆる「地位」にほかならない。発生論的にも存立構造論的にも、その都度の期待的察知に呼応しての行為、すなわち、われわれの謂う「役割

行動」が先件であり、役割的行動の特種的綜合(synthèse sui generis)において「役柄」なるものが意識されるようになるのであるが、役柄なるものが既成態の相で意識されるようになると、当事者たちの直接的意識においては、往々、地位的役柄から役割期待が生まれるかのような倒錯視で形成される。われわれの看るところ、この倒錯視も謂われなしとしない。他者が役柄存在者の相で現認されるようになると(元来、彼がその役柄存在者の相で現識されるに至った経緯からすれば、斯々然々の際には斯々然々の行為を彼に期待できることの経験的蓄積に負う予料的予期に俟つものであるにもかかわらず、当の既往的媒介過程は当事者の直接的意識には上ることなく)、彼に対しては、彼がまさに斯々の役柄存在者(斯々の部署・地位に在る者)であるが故に斯々の行為を期待することができるという具合に人は意識しがちである。併せて亦、彼は斯々の部署・地位に在る者なるが故に、他人(彼にとっての他人、従って、この自分もそこに含まれる)に対して、然々の情況下では斯々の対向的行為を期待して当然であるという具合に人々は意識しがちとなる。(ママはママなのだからママに対しては斯々の行為を期待でき、ママはママだからで、ママが他人に然々の行為を期待するのはママがママだからだ、という具合である。)——これはわれわれの見地から見れば一種の倒錯なのであるが、当事者の日常的意識やそれを追認してしまう一部社会学者においては、既存的な「部署」「地位」に一定の役割期待が附属する相で意識され、あまつさえ、当の地位には一定の「権限」が附帯しているというように思念される。この錯認にもとづいて人々が行為することにおいて現行的社会生活が保たれている次第について、後に制度的物象化を論ずる際に立帰って論議する予定である。」 131・2P・・・ここにおいて、先にわたしがコメントしたことに対する、それからのことが「錯認」—「倒錯」である旨がでてくるのですが、「性別役割」における差別(的錯認)の指摘は出て来ません。

第三段落——役柄存在相とそれを演ずる人物の個性的規定相、これら二相性、二肢的二重性を視野に入れて実践的主体の対他対自的關係規定性を分析する 132・9P

(対話①)「現実問題として、兎にも角にも、日常生活の舞台的場においては——幼児期以来の体験を介してそれが現成するのだが、当人たちにはそのことが自覚されぬまま——、登場する他人は先ず大抵は役柄存在者の相で覚知される。尤も、同じ種類の役柄存在者であっても、個性的な差異が見られる。同じ役柄を演じる諸人物の行為は同種的是なあれ、能為的主体人物誰某毎のいわゆる人格的特性が現に認められる。」 132P

(対話②)「茲に、われわれとしては、役柄存在相とそれを演ずる人物の個性的規定相、これら二相性、二肢的二重性を視野に入れて実践的主体の対他対自的關係規定性を分析しなければならない。」 132P

(小さなポイントの但し書き)「この作業に立進む前に、以下の立論にとって前梯となる以上での見方に対する、或る根本的疑義、ありうべき別見に応接しておくべきかもしれない。／応接を要する疑義・別見というのは、「人々の日常的意識においては、既知の他者の覚知はまずは固有名詞的覚知としておこなわれるのであって、役柄存在者としての覚知が直截におこなわれるわけではない」 「子供が、あれはママ、あれはパパ、……あれは郵便屋サン、あれは八百屋のオバサン……と覚知するさい、子供本人にとっては、ママ、パパ、郵便屋サン、八百屋のオバサン……というのは、あの人物、一種の固有名詞なのであって、役柄存在規定ではない」という異見である。／これは、人物に関しては「何」(was)ではなく、

「誰」(wer)ということが第一次的に認知的関心の的(「まと」のルビ)になるという議論、
仰山に言い立てて行けば、人物に関しては「本質」ならずして「実存」が第一次的な関心
事だ、という議論にも通じる。／哲学上の問題史的経緯との絡みで之は顧から無視するわ
けにも参らない。その限りで、また後論への伏線ともなる限りで、搦手からではあるが、
敢て若干の応接を茲に挿んでおく次第である。／人物を現認する際、まっさきに氏名を内
語的に泛かべるかたちで、「あ、〇〇さんだ」という認知が直覺的に現成するむきが慥かに
ある。だがしかし、それは当の人物が視覚野に新登場する瞬間の話であって、例えば、オ
フィス内での仕事仲間の姿が見えるその都度毎に名前が泛かぶわけではない。人物の認知
が常に固有名詞的認知であるかのように考えるのはおよそ実態に合わない。／一般に、新規
のものが知覚野内に登場した瞬間、例えば、オフィスに誰かが花束を抱えて入来した瞬間
とか小鳥が迷い込んで来た瞬間とか、「あ、花だ」「あ、小鳥だ」というように、そのもの
の名前が泛かぶ、知覚野に新登場した物の覚知は、一般に命名判断(Benennungsurteil)を
伴う。が、見慣れてしまうと、例えばオフィス内の机・椅子・窓……など、見る度毎に名
前が泛かぶようなことはない。いつもは在った物がたまたま無くなったりすると、その時
には「あ、〇〇が無い」という具合に、その不在のものがその名前を伴って意識される。
但し、その物が運び出される(不在化する)のを目撃している場合には、そのことをすっかり
忘れていた場合などを別とすれば、ことさらに「〇〇が無い」という現識も生じない。／
右の一般的構制では事物の場合も同様であるにしても、しかし、事物に関わる覚知と人物
に関わる覚知とは決定的に相違するのではないか？ 現に、物の場合には普通名詞が泛
かぶのに対して、人の場合には「あ、人間だ」などと普通名詞が泛かぶのではなく、「あ、
〇〇さんだ」という固有名詞が泛かぶ。これは大きな相違ではないのか？ 結論から先に
言えば、人物の場合には固有名詞が泛かぶという事実を以って事物認知と人物認知との決
定的な相違の証拠だと見做すのは誤りである。事物については、本質的認知がおこなわれ、
人物については実存的認知がおこなわれるなどと言い立て、その証拠として固有名詞的覚
知を持出すなどもってのほかと卻けざるをえない。／理由はこうである。——事物には一々
固有名が付けられないのに対して、人物には各々固有名が付けられており、人物の場合、
その固有名を知らなければその人物と知り合ったという気にならないのは慥かである。こ
こには生活関心の向けられかたが、事物的個体に対する場合と人物的個体に対する場合と
で相違することが確かに顕われてもいる。が、人々が生活圏内に在る山や河、神社や仏閣
などにも固有名を付けて呼び分けていることを思い合わせるとき(ペットに固有名を付ける
のは一種の擬人化的手法かもしれないが)、事物であるから、人物であるから、という存在
上の種別が直接に名付けかたを別(「わか」のルビ)ったわけではない。雑草とか雑魚(「ざ
こ」のルビ)だとか一括して呼ぶか、種類ごとに呼び分けるか、雪といって一括するか、エ
スキモーのように三十何種類にも雪を分けて名付けるか、このこととも相通ずるたぐいの
生活関心の向けられかたに応じての命名なのである。／もう少し敷衍(ふえん)しておこう。
日常的な標準的言語活動レベル、日常的な言語活動レベルにおける分類・命名という
ものは、学理的・専門的その他、特殊的な関心からする分類や命名とは異なった体系をな
す。学理的・論理的に分析すれば、なるほど固有名と種別名とはレベルを異にし、鶏・
鴨・鳩……といった種別名と小鳥といった種別名、鯉・鮒・鮎……といった種別名と雑魚

といった“類別名”とはレベルを異にする。それらを恰かも同レベルの“分類名”であるかのように並列的に使用するのには論理的には混乱ということになる。しかし、日常的意識にあっては、種別名と或る種の“類別名”、それにまた、山や河などの固有名、こういったものが謂わば同位的な“標準的分類”名として並列的に用いられている。——そもそも命名ということは他者への伝達(これ自身、生活関心上の要件)のために成立したものであり、伝達の関心レベルによって決まってくる。普通の事物について普通には“種別名”で間に合い、特定個物を指定したいときには「確定記述」流の方式を採れば済む。これによって特に不便を生じないというより、もしも普通の事物に一々固有名を付けていたら却って不便きわまりない筈である。ところが、生活圏内の山や河、特定の樹や岩など、固有名がないと日常的に不便にすぎるものもある。生活態勢・生活関心に便宜的必需に見合うかたちで標準的・基幹的な“部類名”の体系がおのずと成立する。そして、この日常的にスタンダードな“分類名”体系は、論理的に分析してみれば、“種別名”“類別名”の混淆的並列化ばかりか、謂うなれば固有名の混入をすら孕むかたちのものになっている次第なのである。——以上は標準的な次元に即しての議論であって、アクチュアルな呼称は、その場での具体的な関心レベルによっておこなわれる。一箇同一の与件であっても、犬と呼ぶか、哺乳動物と呼ぶか、脊椎動物と呼ぶか、動物と呼ぶか、生物と呼ぶか、反(「ひるが」のルビ)えっては亦、ブルドッグと呼ぶか、ポチと呼ぶか、関心の準位に応じて、認知的呼称がさまざまに岐れうる所以ともなる。／著者としては、こうして、人物に関しては固有名の覚知がまず直截におこなわれるという一部論者の主張(以って事物に関する種別的覚知との決定的相違性を唱える主張)を卻ける。／だが、誤解しないで頂き度い。著者としても、“標準的”な関心の向けられかたが、相手が事物の場合には種別規定レベルの域にとどまりがちであるのに対して、相手が人物の場合には個体的分別(「ぶんべつ」のルビ)レベルに達するが多い、という事実は認めないではない。(“標準的”“普通には”という先刻来の言い方はケースを明確に規定しないかぎり論理的にはナンセンスに通じかねない。が、論趣は伝わっていると思うので、暫くこのままで押し通すことにしたい。)それは、しかし、あくまで生活関心レベルの在り方によるものであって、事物と人物との“存在論的別異性”とやりに照応するものではない。現に、群衆に目を向ける際などには個体的分別などおこなわれはしないのである。要は、関心の向けられかたの“標準的”な在り方の差異に懸っている。／人は、爰で動物心理学の知見を持出して、猿でさえ、異種の動物たるイヌ・ブタ……などには種別的認知反応、自分と同種のサルに対しては個体的弁別的反応を示すという事実(N.K.Humphrey)を指摘するかもしれない。なるほど、論理的に概念化すれば、別種の動物に対しては種別認知反応、自分と同種のサルに対しては個体的弁別的反応、と括ることのできる観察データではある。がしかし、反応の具体的内容に即すれば、種の認知／個的認知ということがポイントなのではない。関心的反応の在り方が異種の個体に対する場合と同種の他個体に対する場合とでは相違する、ということなのである。ヒトの場合も多分同断であろう。しかも、日常生活の現場においては、認知反応といっても、観照ではなく、実践的な対他的関わり of 構造内的契機なのである。／それでは、“標準的”な関心の在り方が、ヒトにおける対人物の場合、いかなる含みで個体的分別になっているのか？ 発生論的過程は姑く棚上げとしたまま、直截に、成人における既成

的な対人物場面での関心の向けられかたを觀てみよう。／成人の知覚野の内に未知の他人が登場した場合、その登場人物はいちはやく注意・関心を惹く。一般に、視野風景界に新登場するものは注意を惹くが(正確には、むしろ、注視の対象になることによって「地」ならざる「図」となって分節化するのだが)、与件が自分と同種の動物たるヒトである場合、天敵が登場した場合に劣らず、格別な注意・関心を惹く。そこには生得的にビルト・インされている機制が作(「はた」のルビ)らくものごとくである。そのさい、新登場した与件＝人物は、個体的分節相で知覚されることは勿論であるが、それは単なる一つの「図」＝個物として分割されるという域を超えて、男性か女性か、老人か若者か、といったことの弁別をも即自的に含んでおり、時によっては、強そうか弱そうか、危険そうか安全そうか……といったことの即自的な判定すら瞬時的に含まれている。この瞬時的な瞥見的“判別”を謂うなれば第一階梯として、そこで第二次的な対応(無関心に遣り過ごしてしまうという態度決定反応をも含めて)が継起する。／既知の他人が視野に登場した場合はどうか？ 再認の覚識を伴うことは言うまでもない。(正確には、むしろ再認の覚識を伴うかぎりで、当事者にとってその人物が既知と言われうる。)が、再認知内容は既知性程度やその場の関心的状況などに応じ、勿論一様ではない。再認意識の最低限ともなれば、「どこかで見たことがある」という域を出ない。とはいえ、苟くも再認の名に値しうべき程の場合、その人物の氏名ぐらいいは知って(憶えて)いて、再認と同時にその氏名が内語的に泛かぶ。つまり、上述の“固有名詞的覚識”の相で登場人物が現認される。——この再認の覚識を伴う“固有名詞的覚識”は、単なる一つの「図」＝個物として再認的覚識、そしてその分割的与件＝個物のへの命名にすぎないであろうか？ 断じて否である。嚮に未知の人物が視野に登場したさいの認知意識に即して述べたところのかなりの部分が、ここでも見出される。固有名での内語的呼称を伴って覚識されるからといって、与件が単なる一個物として認知されているにすぎないわけではない。ヒトという種の一個体として弁別されており、その一人物(ヒトたる一個体)が固有名という副表象を伴って覚識されているのである。記号としての固有名なるものは種別名よりも意味的に貧弱かもしれないが、“固有名的覚識”と呼ばれる意識事態は啻なる“種別的覚識”よりも豊富な規定内容を有っている。——なるほど、固有名的覚識が現成する場合、与件が果たしてヒトであるか、男性か女性か、危険そうか安全そうか、……といったことは、殊更に意識に上(「のぼ」のルビ)らないのが実情かもしれない。諸々の判別的規定性が謂うなれば固有名的把握に統合されてしまう看があり、命名的覚識で要件が尽きたかの趣がある。だが、聊か反省してみれば、“固有名的覚識”が単なる個物呼称より以上の規定内容を有つ意識事態であることは容易に認められよう。／われわれは嚮に未知の人物を目撃した際に当初瞬時的に現成する“第一階梯の判別”を云々しておいたのであったが、既知の人物が知覚野に(それまで不在だったところ、突如として)現出した際の“第一階梯の分別”、それが謂うところの“固有名的覚識”にほかならない。われわれとしては把え返して斯う言うことができよう。／先刻来ひとまず認知的場面を問題にしたかぎり、で、「知覚野への登場」という言い方を選んだ。がしかし、精確には、それは単なる「知覚野」「視界」ではなく「舞台の場」(舞台的意識空間)と言わねばならない。知覚野と舞台の場とは範圍的に重なって場合も慥かにある。だが、範圍的に重なる場合でさえ、認知的視角で抽出される知覚野と、実践的関心に展らける舞台の場とでは、分節態

とその編制や意義性に相違がある。明識的知覚においては地化されている部分も舞台的場としては格別な有意義性を有ちうるし、況してや、準地的＝準図的とも謂うべき相にある分節肢においてをやである。しかも、一般には、知覚野と舞台的場とは範囲的にもそのまま重なりはしない。知覚野の周縁部は舞台の袖にすぎないのが普通であり、反面では亦、舞台は狭義の知覚野の外部(例えば、自分の背後、物蔭など)にまで拡がっていることがある。舞台場は、狭義の知覚場から外(「は」のルビ)み出しているとしても、そこに道具や俳優の現存することが既定の了解として現識されているかぎり、現在の舞台場なのである。——嚮に「知覚野への新登場」と呼んだのは精確には「舞台場への新登場」なのであり、例えば、未知の人物が視界に登場したとしても、それが遙か遠方で舞台的場の外部であれば格別な注意・関心は惹かない。(正確には、むしろ、人物が目撃されても殆んど注意・関心を惹かないような場面である場合、そこには舞台場の外部だと規定されるのが実態であって、事前に舞台場の線引きが自覚的・明識的におこなわれているわけではない。)逆に亦、例えば機械等の蔭で作業中と了解している仕事仲間は、狭義の知覚野の外部ではあれ、舞台場内に現存し続けている。従って、彼が機械等の蔭から視界内に出て来たとしても、それは舞台場への新登場でなく、殊更に“固有名覚知”が生じたりはしない。——／曩(「さき」のルビ)に、「日常生活実践の場における既成意識態においては既知の他人はまずもって一定の役柄存在者の相で覚知される」という提題を掲げ、そして、“固有名覚知”の先行性という論件を閉却しえない限りでこの件に溯って脇を固める作業を挿んできた。が、今やこの脇固め踏んで言えば、未知の人物に関わる“第一階段の判別”や既知の人物に関わる固有名覚知という“第一階段の分別”は、当の人物の「舞台的場への新登場・参入」の現認にほかならないのである。／本節の初めの個所で誌しておいた通り、未知の人物の舞台的場への出現を目撃して、男性であるか女性であるか、老人であるか若者であるか……を判定的に覚知する営みからして、すでに、単なる観照的認識ではない。それは実践的対処の仕方を決めるための実践的予備作業とも謂うべきものである。——舞台に登場・参入するに至っている人物は、畢竟するに、その役柄存在規定がよしんばまだ不明・未知であっても、即自的には既に“協演”者として了解され、その心算で実践的に対処される。／斯うして、われわれが応接の必要性を認めた疑義・異見、すなわち「子供が、あれはママ、あれは郵便屋サン、あれは八百屋サン……と覚知するさい、一種の固有名詞なのであって、役柄存在規定ではないのではないか」というありうべき見方に関して、“固有名覚知”の場合もあることを顧から認めないわけでこそないが、与件が人物の場合でも、「第一次的には単なる誰(wer)ではなく、やはり、一種の「何(was)」、しかも実践的関心性に即しての Sosein の相で覚知される旨を反定立すべき所以となる。——日常生活世界という舞台場への登場人物は、個性的特質も問題になるにせよ、殊に役割存在規定が要諦をなすのであって、著者としては嚮の提題を安んじて維持しうると念う。」 133-9P

第四段落——個性的特質——各自的特有性 139-42P

(対話①)「日常生活の場に登場する人物は、役柄存在規定で現出してはいても、各々個性的差異を呈する。この構制における個性的特質なるものに今や目を向ける段である。——個性的特質には、初めから役柄的存在規定とは別の(謂わば役柄的存在規定と並存的な)個々人的特徴の相で覚知されるものもあれば、同種の役柄存在者(同じくパパとか、同じく

郵便屋さんとか、同じく課長とか)でありながら演行様態に個人的差異があるという相で覚知されるものもある。が、いずれにしても、これら個性的特質は、“装束的”役柄を“装着”している生身の当人本人の特有性と見られる。では、当の各自的特有性とは何か、これが爰での論件にほかならない。」139-40P

(対話②)「偖、役柄存在規定性には“納まり切れない”個々人的特性は数多(「あまた」のルビ)認知されるが、爰では「役柄存在規定を身に纏う内自的各主体」という相で思念されるものに焦点を絞りながら検討を進めて行くことにしよう。——人生劇場に登場する人物は多重的な役柄存在規定性を纏っているのが普通であるから、当の人物の規定性が特定単一の役柄規定性に“納まり切れない”のは当然であるが、それら“外(「は」のルビ)み出している規定性”がそれ自身も別の役柄存在規定性である限りでは、今爰での直接的な論件ではない。けだし、今問題の焦点になるのは、役柄的存在規定性とは端的に別異な“内自的主体”の存在規定だからである。翻って亦、行動というものは“一回起”的であるから、同一人物の同一の役柄行為といっても、特個の規定性を帯びている。が、今問題にしたい個性的特徴はそういう次元での一回起的特徴ではない。それは、むしろ一箇同一の人物の諸行動を通じて“普遍的”“恒常的”に見出されるたぐいの傾向性・特性なのである。」140P

(対話③)「構図を見易くする一具として、野球監督の役柄行動を例にとってみよう。監督としての役柄行動の個性的特徴は、監督某氏という個体的人物の流儀・癖として一往は押さえられうる。——役柄遂行方式上のこの個体的特徴、傾向的特性が“既定的・既在的”であるからこそ、当事他者たちや観戦者たちは、所与の場面におけるその監督の采配振りを予想することができる(時としては裏をかかれる)わけである。この流儀的個性は、「役柄」を装束・衣服に譬(「たと」のルビ)えるとき、①同じく監督の衣服といっても衣服そのものに若干の個性差がある、②衣服そのものは斉同的であるが着る人物に個性差がある、という二様の仕方では説かれうる。人々は「役柄何々」という概念を立てるにしても、その内部に種差を持たむ場合もあり、顛から①を排除するわけではない。とはいえ、一般には、人々は②の方式で説きたがる。そこでは、特定の同じ制服を着たとしても、着る人物の個性差が顕われる、という説き方になる。この次元で“着る人物の個性”というとき、彼が重役兼任であるとか、現役時代には捕手であったとか、彼が帯びている別の役柄規定性や社会的規定性も算入されうる。勝義での人物特性・人物的個性なるものは、しかし、もう一步押進めた次元で立てられるのが通念であろう。——それは、一切の役柄規定性を、延いては、一切の社会的規定性を“脱ぎ棄てた”“真裸の”人物の内自的特性・内自的個性という次元での固有性として思念される。以下、右に謂う“真裸の内自的主体の固有性”という次元で「人格的特性」という詞を暫く用いることにしよう。」140-1P

(対話④)「「人格的特性」は右の含意で暫定的に規定される限り、一切の役柄的・社会的規定性を捨象してなお残留する特性なのであるから、要するに、一種の自然的規定性ということになる。(人物の内具するこの「自然的規定性」は、俗見的な思念では、肉体的および／ないし精神的(「プシヒッシュ」のルビ)なものとされる。)—とところで、人格的な特性は、それが性質や機能であると見做される限り、伝統的な存在観の発想に則れば、それら自身で独立自存することは不可能であって、必ず一定の基体＝実体に担われているのなければならない。視角を変えて言えば、性質や機能は必ず実体に内属・附帯しているのでな

なければならない。ここにおいて、「人格的特性」を担う基体たる“人格的実体”なるものが立てられる所以ともなる。」141P

(対話⑤)「われわれ自身の理論的見地からは、右の思念相をそのまま追認しうるものではない。だが、今暫く、この思念相に仮託する流儀で議論を進めておこう。——本節の頭初に断った通り、本来であれば前梯をなす筈の事項の若干を[次章]以下での論脈内に持越す便法を採っている。このため、右に謂う“人格的実体”なるものの実相、溯っては「自然的規定性」(肉体および／ないし精神的な内自的特性)なるものの実態、これらを爰ではまだ直截に究明してみせうる段にはない。このことを諒とされたい。——」141P

(対話⑥)「嚮に叙べた線で、人格的な特性が「人物の具象的な現相在から一切の役柄存在的規定性・社会的対他存在規定性を捨象・剥奪してもなお残留する当該人物の非社会的＝自然的特性」として思念されるからには、“人格的実体”を姑く棚上げとしても、「人格的特性」は「役柄規定の束」に還元さるべくもない。——後に立帰って示す結論を先取して言っておけば、われわれ自身の理路からしても人格的特性は役柄存在規定に還元し尽せるものではない。——」142P

(対話⑦)「茲に、用在世界の既成的“舞台場”に登場する人物は固有の人格的特性を具えた内自的主体(能為的誰某)が役柄的存在規定を帯びている者(役柄者或者)の相で現前する、という構制になる。“舞台場”の登場人物は斯かる二相的統合体の相で対他対自的に現存在しつつ相関わるのである。——われわれは、内自的存在規定と役柄的存在規定とを、対自的と対他的とに振り当てる者ではない。両既定ともそれぞれ対他対自的である。が、これを見定める作業は[次章第二節]に譲り、爰では慌(「あわただ」のルビ)しく「二相性」の構制そのことと両契機の存在性格に限って必要な確認を済ませておこう。」142P

第五段落——二相性」の構制そのことと両契機の存在性格 142-3P

(対話①)「役柄存在は、それが一種の“ゲシュタルト的同一態”であることに鑑みれば、イデアールな存在性格を有つ。役柄存在規定は、認知論的視角においてはイデアールな存在性格の「所識」であるが、役割(役柄)が興発的／当為的／期成的……価値性を“本具”することに徴して、価値的規定であること、このことは絮言を俟つものでもなく容易に了解されよう。もう一方の内自的人物主体なるものは如何？ 用在世界の一切の与件が価値附带的・財態的であるという論考準位で言えば勿論“裸の實在”ではないが、役割(役柄)存在規定との二肢的二層的な関係性に即して定位すれば、先刻の仮託的理路において、「自然的存在」と見做される内自的主体が「實在」の項(役柄的「価値」に対する「實在」の項)に立っていることが容易に追認される筈である。」142P

(対話②)「用在的世界の既成的“舞台場”に登場する人格的主体は、「實在的人物＝価値的役柄」の二肢的二重態、斯かる一種の財態として現相在する。」143P

(対話③)「われわれは、爰で役柄存在の範型的イデアリテートに即して「慣行様態理念型(der habituelle Idealtypus)」を論じること、亦、人格的特性という(一回起の特個性ならざる)“普遍的・恒常的”な人物特性について「人物特性理念型(der charakterologische Idealtypus)」を云々すること、この途を撰ぶことで、人格的主体の二相性、そこにおける「實在＝価値」の二肢的二重性に関して少々立入って見極めることもできないではない。が、しかし、これの論定に実質的具象性をも賦(「そな」のルビ)え、方法論的概念装置としての有効的活用

に資するためにも、敢て期する所あって後論へ持越すことにした論件を今や主題とするのが順路であろうかと思う。仍(「すなわ」のルビ)ち、此処では「人格的主体の二相性」の構図を図式的に見定めたところで率爾(「そつじ」のルビ)乍(「なが」のルビ)ら一区切りとしておきたい。」 143P

たわしの読書メモ・・ブログ 713

・『情況 2020 年 1 月号 特集 ポピュリズムの時代』情況出版 2020

以前、わたしが本（三村洋明『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために』）を出して貰った世界書院の故大下敦史社長が情況出版の社長でもあり、そもそもわたしが認識論的に採りいれようとしている廣松渉さんともゆかりのある出版社で、本を出版した後に、「障害者解放運動の今」という特集組んで貰い、わたしも一文（「廣松渉物象化論の反障害論—『反障害原論』の隠されたサブタイトル」）を載せて貰いました。その後暫くは、『情況』を本屋で続けて買い求めていました。

大下社長が亡くなり誌面がドンドン変わっていき、基本月刊から隔月や不定期などになり、タイトルの「変革のための総合誌」から離れた特集も出て来て、関心のある特集の号だけを買っていたところ、終刊号と名打った号が出て、ちゃんと支えるべきだったと反省とともに寂しい思いをしていたのですが、すぐに復刊号が出てきました。芸能人の引退会見→復帰じゃあるまいし、策略的なことや、「奇をてらう」ような手法に、さらに心が離れていました。あげくは、「奇をてらう」ことが進み、右派の雑誌かとりえられるような特集も出ていました。この「奇をてらう」ということが、まさに、ここで取り上げている号の特集のタイトルの「ポピュリズム」という概念につながるのです。

それは、最新号で立花孝志の写真を表紙に載せ、インタビュー記事を載せた右派ポピュリズム特集のような号が出て、それに『情況』と長年つながっているひとから、SNS上で、終刊とweb化の勧めが出るに及びました。

で、今回のこの読書メモと次回の最新号の読書メモで、わずかながらも関わった立場と責任、そしてちゃんと提起して来なかった責任も含めて、対話を試みたいと念います。

まず、ポピュリズムの定義ですが、これも政治情況の、「左派—リベラル—保守—右派—極右（ファシズム）」規定がいまいなまま、マスコミでもごちゃごちゃに使われている情況と同じように、ポピュリズム規定がきちんとなされていず、このことが、問題の所在が明らかにされないで、混乱的情況を生み出していると指摘できます。

この読書メモで取り上げている号で、表紙に「Populism 大衆迎合 いや、これは人民主義である！」と「ポピュリズム」という詞に「大衆迎合」という詞と「人民主義」という詞を当てています。が、わたし的にはすっきりしません。「大衆」という語には、レーニン主義的外部注入論的「前衛（党）—大衆」という対概念がつきまといっているからです（新左翼も解散した党派派別にして、大枠、レーニン主義に囚われています。）。かつて、日本共産党もマルクス—レーニン主義を標榜していましたが、ある時点で、それを綱領から外しています。きちんと、総括もなしにとりさげたのですが、レーニン主義的前衛党論や民主集中制という名の中央集権制を引きずっています。わたし的にとらえ返すと、要するにレ

レーニンとローザの間で（必ずしもきちんと言葉化されているとは思えませんし、いまだ整理されていないのですが）交わされた論叢、民衆の自然発生的(革命的)エネルギーに依拠するか、自然発生的エネルギーに（それは革命にはつながらないこととして）拝跪することへの批判かという論叢で、これは左翼の間でロシア革命を成功させたレーニンとドイツ革命は敗北に終わったローザという論説の間で、レーニンが正しくローザは間違っていたという伝説が広まり、マルクスの思想の流れの中で、マルクス—レーニン主義が主流派となっていた歴史があります。わたしはそもそもマルクス関係の本を読んだ最初は、レーニンの『国家と革命』と『帝国主義』でしたが、すぐにレーニンに批判的になり、民族問題の論攷以外は読まず嫌いでした。民族問題ではレーニンの民族自決権が正しく、ローザがユダヤ人、植民地ポーランド生まれ、「障害者」、女性、といくつもの被差別当事者性をもっているにも関わらず、なぜ、個別被差別で反差別論を展開し実践しないのか、という批判をもっていました。そういう中で、批判するためにそして論考の深化のために読んでおかななくてはと、レーニンを読み始めました。で、一時、ミイラ取りがミイラになるような感覚を懷き、またレーニンのローザ・ルクセンブルク批判に一部共鳴もしていたのです。そもそも、レーニンはローザがレーニン批判をとりさげ自己批判したということを書いていること(註)もあり、また確かに、ローザが死の直前に、ドイツ革命の敗北的予期を懷き、「成功した」ロシア革命との対比もあったのか、側近のロシア革命批判を、抑制するような発言もしていた様なのです。が、そもそも、レーニン運動論—組織論で、「民主主義的なことをやっていたのでは、革命まで100年かかる」(註)と言っていた、百年後の現在からとらえ直すと、わたしは自然発生性への依拠と拝跪の弁証法をとらえ返したところで、大枠レーニンが間違っていて、ローザの批判が当たっていたと言い得るのではないかと思えるのです。この「依拠と拝跪の弁証法」(註)というところからとらえ返すことが、左派ポピュリズムの(もしあるとしたらですが)、論点になるのではないかと思います。表紙の「人民主義」なるものは、国家主義に対峙するものとしての「人民主義」という意味もあるのですが、この民衆の自然発生的運動（エネルギー）に依拠するというようにわたしはとらえています。依拠しつつ、拝跪にならない主体性をもって、しかも、反差別的関係論なり、ネットワーク論なりをもって、差別的な関係にならない「組織」ならざる「組織論」で、運動グループ展開していくというイメージが浮かびあがります。

さて、問題は左派ポピュリズムですが、左派ポピュリズムということで、真っ先に想起されるのは、いわゆる「日和見主義」です。ですが、「日和見主義」に陥った党・党派は左翼を棄てたことになります。かつて民衆叛乱の時代に、「理論なき実践は無、実践なき理論は死」という標語がありました。左派すなわち社会変革志向の運動は、理論をきちんと立てるのです。ポピュリズム左派などあり得ないのです。ポピュリズムは右派の「専売特許」のようなことで、あってもせいぜい保守ポピュリズムまでです。右でも左でもないと標榜しているポピュリストがいるとしたら、それは少なくとも左派ではないのです。

わたしは日本の政治でポピュリズムを最初に感じたのは、小沢一郎元自民党幹事長が、自民党を離脱して新党を作り、そこから「こわし屋」と言われるような変遷を繰り返して行ったことでした。なんで自民党を離れたのか、党内の権力争いで、党の中枢権力から排除されたので、政策の違いとかではなく、いかに権力の中枢を掌握するか、できるか、維

持できるか否かというところで、離反・集合を繰り返していくのです。

ポピュリズムは政治の選挙運動を巡って起きることで、いかに票を多く取れるかで、政策、マニフェストを立てるのです。政治家になるのは、政治家になって何をやるかということが本筋ですが、そのことから転倒して、権力を握りたいとか、権力の中核に近づきたいとか、握っている権力を維持したいとか、政治家をなりわいにする（すなわち金儲けの手段化する）政治屋になって、少しでも勢力を大きくするために、どうしたら票を多く取れるかで、政策を立てるのです。

ここで、読書メモの本題にはいります。この「ポピュリズム特集」四本の論攷からなっています。①中村勝己「左翼ポピュリズムは、安倍政治へのオルタナティブとなりうるか—最近のイタリアの議論を参照して考える」②諏訪共平「右翼ポピュリズムの躍進—「左翼の衰退」と「非極右性」を中心として」③丸川哲史「中国革命の中の「群衆」—晋察冀軍区「抗敵劇社」を中心に」④山端伸英「「ロペス・オブラドール政権」とポピュリズム」。

すこしコメントを挿みます。①は、わたしはそもそも左派ポピュリズムはあり得ないと押さえているので、論外の論攷なのですが、このような論攷の中で、次の読書メモでの最新号でも押さえますが、『情況』誌が、右派ポピュリズム的になっていると言わざるをえないことになっているのです。②は、ナチの台頭の歴史を押さえればいいのですが、選挙で政権を取るという方針を立てるからには、極右性を隠しに入るだけで、「非極右性」になっているのではない、まさにそれがポピュリズム的性格だ、と押さえます。③は、これが、「人民主義」的論攷となっているのですが、「群衆」という概念と、「人民」概念がどう結びつき、それが更にポピュリズム概念に展開していくのか、今ひとつ明らかになっていきません。そもそも、演劇活動の中の民衆のエネルギーは、文化活動的になるので、直接政策を論じないというところで、ポピュリズム的になるだけで、それを政治活動のポピュリズムとごっちゃにすると意味不明になります。④は、そもそも反資本主義までいかないと、「社会主義」的な政策は、一貫性をもたないで、左派性を喪失してポピュリズム的に収束してしまう、ということなのだと言います。

総じて述べれば、そもそも理論的なことの深化と広がり求めてきた『情況』誌がいったいどうしたのだろうと、思わざるをえないのです。

(註) 「反障害通信」179号巻頭言参照してください。

たわしの読書メモ・・・ブログ 714

・『情況 2025年春号 特集 ニューウェイブ政党の挑戦状』情況出版 2025

昔、「新しい歴史教科書」という右派の歴史修正主義の教科書がかなりの売れ行きであると報じられていたことがありました。かなりの売れ行きになったのは、右派とそれに何らかのシンパシィを感じるひとたちが買っただけでなく、わたしもそのひとりですが、ちゃんと否定しきらねばと批判的意図をもって買っていたひとがいたのです。結局、ざっと読み流して、論評するに値しないと、ちゃんとは読みはしないで、売り上げに協力することになったのを後悔したのですが。今回、この雑誌を買ったのは、「新しい歴史教科書」を買ったときと同じような動機です。この雑誌は、ずっと「変革のための総合誌」と銘打

っていました。それが、右翼の特集をしたり、防衛論的なところで軍事特集を組んだり、右的な特集を組んだりしてきました。まさにポピュリズム的な取り上げ方をしだしたのです。今回、この特集号が出た時に、SNS上で『情況』誌はどうしたのだ、という（雑誌の売り上げを伸ばすために「奇をてらう」特集をくんでいるのではないかとおもなばかったか）web 発刊にしてはという提言がでていました。左派的な雑誌が右派的な特集をするなどというのは論外のことで、読む気もしなかったのですが、思い直して、批判のためにそして一体何が起きているのかを確かめるために買い求めました。

もうひとつのエピソードがあります。わたしの個人的な体験の話です。かつて、民衆叛乱の時代、それは学生においては、教育学園闘争という形で、全共闘運動があったのですが、その運動が潰れていく中で、残り火的なところで動いていたときに、一緒に動いていた仲間が、当時話題になっていた、「暴走族」を描いた「ブラックエンペラー」という映画を観て、「あのエネルギーはすごい」とか共感的なことを言っていたのです。わたしは、驚愕して、即座に「暴走族って、ヤクザや右翼の予備軍だよ、それって、ヒットラーの演説がすごかって、感動しているようなことだよ」と言ったのを闡明に記憶しています。

今回の『情況』誌で、立花孝志の写真を表紙でとりあげ、インタビュー記事を「秩序の破壊者」という、反体制的に持ち上げるような書き方をしていることもこの類いのことなのです。

特集の表題にある「ニューウェイブ」とは一体何を指すのでしょうか？ わたしには、どうみても右派ポピュリズムというファシズムの蠢動的なこととしてしかとらえられませんか。

『情況』誌の編集を個人に委ねたり、次々に編集責任者を替えたりしているようです。そこまでは多様性の範囲内でしょうが、右派に編集を委ねるなどということは考えられません。今回の、編集責任者は右派ポピュリストに次々にインタビューをしているのですが、その話の右派的な内容に対する批判のかけらもありません。ただ、右派的な話を垂れ流しているのに紙面を提供しているだけです。

『情況』誌には「変革のための総合誌」という表題がついているのですが、それにサブ的なことを書き添えています。「オピニオンのステージを開く」「すべての人に言論を すべてのテーマに言論を」などということを書いています。が、そもそも右派や右派ポピュリズムをとらえ損なっているのです。右派に「理論」などないのです。そこにあるのは差別主義的感情や曖昧模糊な非論理性なのです。

だから、そのようなことを如何に拡散させないかを考えることなのに、わざわざ場—紙面を提供するなどというのは、とても考えられないのです。

そもそも兵庫県斉藤知事の言動で、そして立花孝志の言動でひとが何人も死んでいるのに、そのことの追及なしに、インタビューをとるという感性が信じられないのです。左派性のかけるもないのです。

ポピュリストの特徴は、票になることは何でも口にする、ということです。福祉とか言いつつ、施設に入りたいというなら（そもそも介護保険制度が作られた意味というのは在宅で逝くという意味があったはず。施設と福祉はアンチノミーなのです。そもそも施設も介護保険制度も危機に瀕しています。そんなことも判らぬものが「福祉」など語るの

はまさに茶番のポピュリズムです)、窮局の施設—刑務所を居場所にしてあげればいいのです。

そもそも、現在資本主義社会の法体系は因果論的なことで成り立ち、因果論的に実証されない罪に問われません。ですが、論理的には道義的罪は関係論で成り立っているのです。立花孝志がひとを死に追いつめたことは、道義的に許されない大罪です。反差別論的に法律で差別は無くせないという原理的押さえがありました。冤罪とか、法的な刑罰は最小限にという原則もあります。「変革のための情報誌」を謳い、左派的なところで貴重な雑誌であった『情況』誌は、原点に立ち帰り、右派ポピュリズムやファシズムの蠢動をいかに打ち抑え込むのかというところに立ち帰ることで。

(編集後記)

◆発刊態勢は月二回を常態化し維持しています。月一回に戻す目安もついてきました。

◆巻頭言は、「**反差別論からレーニン主義との対話(=止揚試論)**」です。これは「社会変革の途」の過去の運動の総括に関わる文です。反差別というところでの「総括」が欠落しているので、左派的（この社会の矛盾の根源は資本主義にあり、反資本主義というところでの社会変革を目指すグループ）な運動が解体的状況になっているのです。ファシズム的なことへの隆起、繰り返し起きてくる戦争、それらを止めるためには、資本主義を止めるしかないのです。左派の創生は、反差別ということを基底にして、レーニン主義の止揚から始めるしかないのではと、試論的提起です。

◆読書メモは、[廣松ノート(8)]の『存在と意味2』の7回目。一時滞留していたのですが、やっと動き出しました。『存在と意味2』のメモ取りは、今年中に終えそうです。

それと『情況』のポピュリズムをとりあげた特集二号分。情況の「ポピュリズム」特集は、何か錯誤に陥っているのではと、読書メモを残しました。左派に必要なのは、反差別運動に必要なのは、地道な誠実さだとわたしは思っています。奇を衒うポピュリズムとは相容れないのだと思っています。左派ポピュリズムなどありえないのです。

◆最近、記憶力が相当やばくなっています。同じような巻頭言を何度か書いているのですが、まあ、少しずつ変遷しているので、それはそれで亦、ご愛敬だと思っていたのです。が。そもそも、読書メモを取り始めたのも、以前に読んだ本を、その本を買って既に読んでいるのに、すっかりそのこと自体を忘れていて、また同じ本を買ったりしているのに危機感を覚えたという経緯があった故です。今回、何号か先の巻頭言で「幽霊の正体見たり枯れ尾花」という川柳の句になぞらえて、共産主義論・社会主義論を書こうとしていて、『共産党宣言』の岩波文庫版があるはずだと探していたけど、みつからないので、蔵書のソフト「私本管理」で探してもないと思って、古本の「日本の古本屋」サイトで買い求めました。そして、蔵書ソフトに打ち込んだら、すぐそばに、その岩波版が出てきました。しかも、読書メモ 585 を残しています。二〇二二年のことです。確認の作業に失敗もしていたのにも気付いて愕然としています。まあ、それでも、国民文庫版にある「共産主義の原理」を『全集』DVD版でみつけ一応読み、エンゲルスの社会主義規定をみつけ、アナログ人

間のわたしは、国民文庫版の古本を買い求めました。まあ、「瓢箪から駒」で、忘れることもいいものだと、思ったりしています。(笑い)

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>